

証券コード 5248
2023年4月11日
(電子提供措置の開始日2023年4月4日)

株 主 各 位

東京都中央区東日本橋2-7-1
フロンティア東日本橋5階
株式会社テクノロジーズ
代表取締役社長 良原広樹

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://technologies-group.co.jp/ir/meeting/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（5248）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10 鉄鋼会館9階（900号室）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が長期化する中、経済活動の持ち直しに向けた動きが見られましたが、感染症再拡大による景気回復の遅れや、世界的な物価高騰による影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループにおいては、従業員及びそのご家族の他、当社に関係されるすべての皆様の健康と安全に配慮すべく、通常業務を継続しながら、2020年3月よりリモートワークをいち早く本格的に導入し事態の長期化に備えるとともに、ITソリューション事業、SaaS事業の2事業を展開して参りました。

ITソリューション事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による国内経済環境の変化により、主な顧客であります国内法人企業において、予定していたシステム開発プロジェクトの計画変更や見直し等が一部で発生し、事業環境に変化が生じておりました。具体的には、対面式で行っていた商談やミーティングを非対面式によるオンラインミーティング等で実施すること等が挙げられます。また、SaaS事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大による国内市場への影響から、SaaS事業全般においても同様の事業環境の変化が生じております。しかしながら、これらの変化に対し、顧客のニーズに沿う形での営業方法やコミュニケーションを継続的に取り込むことにより対応したため、当社グループの事業への影響を限定的にすることができたと判断しております。

当社グループは、ITソリューション事業において、主にエンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発やAI等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発を中心とした売上を計上しました。SaaS事業においては、人材派遣会社向け管理システム「jobs」を中心に販売実績を積み重ねてきました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高が、1,075,505千円、営業利益は、168,885千円、経常利益は、160,888千円、親会社株主に帰属する当期純利益は、74,638千円となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

(ITソリューション事業)

ITソリューション事業においては、①エンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発、②AI等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発を中心に展開して参りましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による国内経済環境の変化により、予定していたシステム開発プロジェクトの計画変更や見直し等が一部で発生したものの、総じて受注が好調であったため、売上は概ね堅調に推移しております。

その結果、売上高は、999,813千円(前連結会計年度比130.19%)、セグメント利益は、257,563千円(前連結会計年度比231.14%)となりました。

(SaaS事業)

SaaS事業においては、主に自社プロダクトである人材派遣会社向け管理システム「jobs」の開発及び販売をしております。新型コロナウイルス感染症拡大や世界的な物価高騰等の影響下において多くの人材派遣会社がコスト削減を強いられる中、当社システムは価格体系において月額3万円であることから、時代の流れやお客様のニーズに合う製品となっており、新規顧客を獲得することができております。また、カスタマーサポートの体制強化による解約率の改善や、代理店経由による販路の拡大の結果、売上は増加する結果となりました。今後も中長期的に堅調な成長が見込まれると思われま。

その結果、売上高は、75,691千円(前連結会計年度比355.01%)、セグメント損失は、88,677千円(前連結会計年度は50,762千円のセグメント損失)となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

事業別	第8期 (2022年1月期)		第9期 (2023年1月期)		増減比
	金額	構成比	金額	構成比	
ITソリューション事業	767,960	97%	999,813	93%	130%
SaaS事業	21,321	3%	75,691	7%	355%
合計	789,282	100%	1,075,505	100%	136%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は4,834千円であり、その主な内容は、業務用パソコン等の工具・器具備品の取得等です。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

2023年1月26日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額276,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

事業拡大に取り組む一方で、収益規模拡大に応じた利益の確保、事業の効率性及び生産性等の改善が課題であり、また、中長期的な収益力向上に繋がる投資として、人材面への投資並びにM&Aなどへの継続的な取り組みも重要であると認識しておりますが、当社における課題は、下記のとおりです。

① SaaS事業の早期拡大化

当社グループのSaaS事業において、関連領域で強いノウハウを所持する企業とのアライアンス等を通じて、早期の事業拡大が重要な課題であると認識しております。引き続き、関係企業との連携強化等により拡販を図り、同事業の早期拡大化を目指します。

② ITソリューション事業における事業領域の拡大

当社グループのITソリューション事業における取引先の拡大は、今後の事業基盤の強化を図るうえで重要な課題であると認識しております。営業は顧客開拓活動を積極的に推進するとともに、システムにおける具体的な提案活動においては、内部部門と連携を図り、顧客のニーズに対し最適で、効率の良い提案を行うことで受注確度を高めてまいります。

③ 人材の確保及び育成

当社グループが今後も顧客にとって付加価値、満足度の高いサービスを提供し続け、事業の拡大を図るためには、デザイン、プロジェクトマネジメント、マーケティング、リサーチ等における高い技能やノウハウ等を有し、顧客の業界にも精通した優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが重要な課題であると認識しております。当社グループでは、中途採用による即戦力人材の採用を中心に積極的な採用を行うとともに、各部署での技術向上のための講習や開発作業効率化のための研修等を行うことで、人材の確保及び育成を図ってまいります。

④ 「jobs」の解約率の改善

当社グループが競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、サービスの提供価値を高め、解約率を低く維持していくことが重要な課題であると認識しております。

当社グループの「jobs」の平均月次解約率は2022年1月期では4.0%となっておりましたが、カスタマーサポートの体制強化等の取り組みにより、2023年1月期では1.8%と改善しており、今後も継続して解約率の改善に努めてまいります。「jobs」のカスタマーサポートでは、解約率の大きな原因となる「契約後すぐに利用開始せず、利用しないまま放置される」状態にならないよう、オンボーディング（システムの利用をユーザが問題なくできるようになるまでの状態）フェーズを手厚くサポートしており、このサポート体制が解約率低減に貢献しております。

⑤ 外注比率の低減

当社グループのITソリューション事業では、開発業務の一部を外注により行っております。当社グループは、外注に依存することによる技術の空洞化や品質の劣化及び収益性の低下を避けるため、外注比率を低減させていくことが重要な課題であると認識しております。当社グループのITソリューション事業の外注比率は2023年1月期で35%となっておりますが、技術者のスキルアップを更に進めるとともに、人材の最適配置などを行うことで内製化を進め、外注比率の低減を図ってまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、当社グループとしては、内部統制システムの適切な運用や社内教育の充実等を通じたコーポレート部門の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、経営の公正性・透明性を確保するために、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第6期	2020年度 第7期	2021年度 第8期	2022年度 (当連結会計年度) 第9期
売 上 高	— 千円	785,227 千円	789,282 千円	1,075,505 千円
経 常 利 益	— 千円	23,246 千円	61,450 千円	160,888 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	— 千円	29,364 千円	81,260 千円	74,638 千円
1株当たり当期純利益	— 円	12.87 円	33.64 円	30.85 円
総 資 産	— 千円	525,858 千円	589,863 千円	1,019,420 千円
純 資 産	— 千円	277,192 千円	357,452 千円	708,090 千円
1株当たり純資産額	— 円	114.76 円	147.99 円	260.77 円

- (注) 1. 当社は、第7期より連結計算書類を作成しておりますので、第6期の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。
3. 当社は2022年9月27日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Cotori	20,050 千円	100.00 %	ITソリューション事業

(7) 主要な事業内容

事業	主要事業内容
ITソリューション事業	エンターテインメントに関連する映像ソフトウェア開発 AI等のデジタル技術を利用したシステム・アプリケーション開発の領域における受託開発 金融自動売買システム販売
SaaS事業	「jobs」、「Circle」

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

株式会社Cotori	本社（東京都中央区）
------------	------------

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
45 名	10 名増

(注) 従業員数には、臨時雇用人員（アルバイト及びパートタイマー、派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
東京信用金庫	145,085 千円
株式会社日本政策金融公庫	49,000 千円
株式会社東日本銀行	4,048 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2023年1月26日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項（2023年1月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 9,600,000株

(2) 発行済株式の総数 2,715,400株

(注) 当社の東京証券取引所グロース市場への上場に伴うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、2023年2月17日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、2023年2月17日付で発行済株式の総数は105,000株増加しております。

(3) 株主数 2,113名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
良原 広樹	1,024,000 株	37.71 %
石原 慎也	317,800	11.70
伊藤 繁三	231,600	8.53
畠山 学	182,200	6.71
株式会社エコ革	154,800	5.70
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	60,000	2.21
林 修三	35,000	1.29
徳原 玖哉	25,800	0.95
古林 隆行	22,800	0.84
水戸 圭市郎	12,500	0.46

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①2022年9月26日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

②2022年9月6日開催の取締役会決議及び2022年9月26日開催の臨時株主総会決議により、2022年9月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割されたことを受け、同日付で発行可能株式総数を9,552,000株増加し、9,600,000株としております。

③2022年9月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割されたことにより、同日

付で発行済株式の総数は2,403,323株増加しております。

④2023年1月25日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が300,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ138,000,000円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	良原 広樹	
取締役営業部長	畠山 学	
取締役経営管理部長	宮内 駿	
取締役	賀島 義成	株式会社エディア 代表取締役社長 株式会社一二三書房 取締役 株式会社ティームエンタテインメント 代表取締役社長
常勤監査役	川合 史郎	川合史郎公認会計士事務所 代表 株式会社Cotori 監査役
監査役	磯 巧	磯巧公認会計士・税理士事務所 代表 アルファ監査法人 パートナー
監査役	太田 祐司	アルプス食品株式会社 代表取締役社長 株式会社Life is 代表取締役

- (注) 1. 取締役賀島義成氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員（3名）は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役賀島義成氏、監査役川合史郎氏、磯巧氏及び太田祐司氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役賀島義成氏は、株式会社エディアにおいて、財務、経理等のマネジメントに長らく関わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役川合史郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役川合史郎氏は、2022年9月1日付けで当社連結子会社である株式会社Cotoriの監査役に就任いたしました。
7. 社外監査役太田祐司氏は、アルプス食品株式会社において、経営全般のマネジメントに長らく関わっており、十分な経営全般の知見を有しております。
8. 社外監査役磯巧氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計、税務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 賀島義成氏、社外監査役 川合史郎氏、社外監査役 磯巧氏及び社外監査役 太田祐司氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害（但し、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）が填補されることとしております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を「役員報酬に関する規則」において定めており、概要は以下のとおりです。

取締役の報酬は、その総枠について株主総会の決議によって決め、各個人への報酬配分は、会社の業績、取締役の職責・業績、世間報酬水準その他経営環境等を考慮し、当社の取締役会で協議し決定いたします。

監査役の報酬は、その総枠について株主総会の決議によって決め、各個人への報酬配分は監査役で協議し決定いたします。

役員報酬は、月額報酬及び役員賞与により構成され、月額報酬は役員報酬一本とし、業績連動報酬は導入していません。なお、当事業年度において役員賞与の支給はございません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2020年4月27日開催の第6回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名

(うち、社外取締役は1名)です。

監査役の金銭報酬の額は、2020年4月27日開催の第6回定時株主総会において年額10,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	29,820 (1,200)	29,820 (1,200)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	5,760 (5,760)	5,760 (5,760)	— (—)	— (—)	3 (3)

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ア. 社外取締役賀島義成氏は、株式会社エディアの代表取締役社長、株式会社一二三書房の取締役、株式会社ティームエンタテインメントの代表取締役社長であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- イ. 社外監査役川合史郎氏は、株式会社Cotoriの監査役、川合史郎公認会計士事務所の代表であります。株式会社Cotoriは当社連結子会社であります。なお、当社とその他兼職先との間には、特別の関係はありません。
- ウ. 社外監査役磯巧氏は、磯巧公認会計士・税理士事務所の代表、アルファ監査法人のパートナーであります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- エ. 社外監査役太田祐司氏は、アルプス食品株式会社の代表取締役社長、株式会社Life isの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
社外取締役	賀島 義成	<p>当事業年度において、取締役会17回中17回に出席いたしました。 株式会社エディアの代表取締役社長として、企業の経営管理及び内部統制に関する幅広い知見と専門知識を有すると共に、エンターテインメント業界にてソフトウェア開発事業を手掛けている経験に基づき、取締役会では独立の立場から当社の経営に関する意見を積極的に述べており、経営議案審議等に対して有益な助言・監督を適宜行っております。</p>
社外監査役	川合 史郎	<p>当事業年度において、取締役会17回中17回及び監査役会14回中14回に出席いたしました。 公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、幅広い知見に基づき、専門的見地から議案審議等に対して有益な助言・監督を適宜行っております。</p>
社外監査役	磯 巧	<p>当事業年度において、取締役会17回中17回及び監査役会14回中14回に出席いたしました。 公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験を有しており、幅広い知見に基づき、専門的見地から議案審議等に対して有益な助言・監督を適宜行っております。</p>
社外監査役	太田 祐司	<p>当事業年度において、取締役会17回中17回及び監査役会14回中14回に出席いたしました。 企業経営者としての豊富な業務経験・見識を活かし、議案審議等に対して有益な助言・監督を適宜行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 銀河

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積り額の算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人 銀河に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価1,000千円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められた場合など、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役会が決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保しております。具体的には「職務権限規程」や「内部通報規程」等、統制に関連する規程を定期的に見直すとともに、内部監査や監査役を中心として内部統制システムの確立を図っております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、当社のすべての取締役及び使用人が遵守すべき基本的な内部規範である「行動規範」及び重要な職務の遂行に関する社内方針・規則を、取締役及び使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っております。
 - (b) 当社は、経営管理部がコンプライアンスに関する業務を担当し、コンプライアンス活動を継続的に推進するとともに、重要な問題が発生した場合は取締役会に報告するものとしております。
 - (c) 当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持しております。
 - (d) 当社は、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。
 - (e) 当社は、監査役と連携・協力のうえ、業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、運用状況を監視・検証しております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役及び使用人は、その職務の遂行に係る文書その他の情報を、法令及び「文書管理規程」に従い適切に保存及び管理しております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の取締役及び使用人は、それぞれの担当領域において、定期的にはリスクを検討・評価し、リスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行っております。経営管理部は、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進しております。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は、各取締役が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役に委譲しております。
 - (b) 取締役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社全体としての経営目標の達成に努めております。また、業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の取締役の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役と協議のうえ、当社にとって最適な選択肢を追求しております。
- e. 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は、当社及び連結子会社全体にとっての重要情報が当社及び連結子会社全体に共有され、適切な意思決定がなされることを確保するため、「関係会社管理規程」を遵守しております。
 - (b) 当社は、当社の事前承認を要する事項、当社から決定権限を委譲された事項及び当社への報告が義務付けられた事項等を明文化した「関係会社管理規程」を定め、当社及び連結子会社内に適宜周知・徹底しております。「関係会社管理規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、当社及び連結子会社にとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。
 - (c) 以上のとおり、当社は、当社の連結子会社の状況について、適切に管理しております。
- f. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役会がその職務執行を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を求めた場合は、取締役会は、適任と認められる人員を置くことができるものとしております。補助使用人は、監査役会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査役会を補佐して実査・往査を行うものとしております。
 - (b) 監査役会が補助使用人を求めた場合、その任免及び人事考課については、監査役会の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で取締役からの独立性が確保されるものとしております。

- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役（連結子会社の取締役を含む。）及び使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、監査役会から報告を求められた事項について、速やかにこれを監査役会に報告するものとしております。
 - (b) 取締役及び使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査役会の求めに応じて開示・報告するものとしております。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。
 - (b) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、利益供与を一切行わないことを基本的な考え方として「反社会的勢力対策規程」にその旨を定め、全役職員に対して教育研修を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況については、以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況について

取締役会は、毎月1回開催される定時の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催しております。当事業年度内においては、17回開催いたしました。取締役会では、法令又は定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項や業務執行に関する事項の意思決定を行うほか、代表取締役及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当事業年度内において、リスクマネジメントコンプライアンス委員会を4回開催いたしました。

② 監査役会の職務の執行について

監査役会は、原則として毎月1回開催しており、当事業年度内において14回開催いたしました。監査役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監

督を行いました。また、年度計画に基づき営業所の往査を行い、責任者などから聞き取りを行いました。その他、取締役会において監査の実施状況及び結果の報告を行いました。

③ 内部監査の状況について

内部監査担当者は、年度計画に基づき、会社管理に関する全般的な項目の規定やルール
の整備状況に重要な課題がないかについて確認することを最優先としながら監査項目を設
定、監査を行い、被監査部署への改善に向けた助言又は提言を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針につ
いては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に、健全な財務体質及び競争力の強化を経営上の
重要課題として位置づけております。現時点では、当社は成長過程にあると考え、内部留
保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化に向けた投資を実行することが株主に対する最
大の利益還元につながるかと考えております。

このことから、創業以来配当の実績はなく、今後においても当面の間は内部留保の充実
を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益
還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等
については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	917,255	流動負債	129,754
現金及び預金	612,899	支払手形及び買掛金	25,362
受取手形及び売掛金	231,576	1年内返済予定の長期借入金	16,558
仕掛品	60,064	未払法人税等	30,511
その他	14,934	その他	57,323
貸倒引当金	△2,218	固定負債	181,575
固定資産	102,164	長期借入金	181,575
有形固定資産	6,200	負債合計	311,329
建物及び構築物(純額)	1,266	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	4,933	株主資本	708,090
無形固定資産	76,378	資本金	582,000
のれん	51,201	資本剰余金	138,000
その他	25,177	利益剰余金	△11,909
投資その他の資産	19,586		
破産更生債権等	2,930		
繰延税金資産	2,578		
その他	17,007		
貸倒引当金	△2,930	純資産合計	708,090
資産合計	1,019,420	負債・純資産合計	1,019,420

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,075,505
売上原価	570,687
売上総利益	504,817
販売費及び一般管理費	335,932
営業利益	168,885
営業外収益	
受取利息	3
受取配当金	1
補助金収入	4,000
消費税差額	1
社員採用成功報酬返還金	61
雑収入	15
営業外費用	
支払利息	953
支払保証料	128
上場関連費用	10,999
経常利益	160,888
特別損失	
棚卸資産評価損	15,954
貸倒引当金繰入額	27,500
税金等調整前当期純利益	117,433
法人税、住民税及び事業税	27,086
法人税等調整額	15,708
当期純利益	74,638
親会社株主に帰属する当期純利益	74,638

連結株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
2022年2月1日残高	444,000	—	△86,547	357,452	357,452
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	138,000	138,000	—	276,000	276,000
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	74,638	74,638	74,638
連結会計年度中の変動額合計	138,000	138,000	74,638	350,638	350,638
2023年1月31日残高	582,000	138,000	△11,909	708,090	708,090

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

株式会社Cotori

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社は有していないため、該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 4～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。ただし、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上しておりません。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間で均等償却しております。

② 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

ア. ITソリューション事業

受託開発及び自社ソフトウェアサービス等の提供を行っております。顧客に成果物を納め検収合格通知書を顧客から受領した時点又はサービスを提供した時点で、顧客に当該成果物又はサービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、概ね義務の履行後1か月以内に受領しております。

イ. SaaS事業

主に人材派遣会社向け業務管理システム「jobs」の提供を行っております。月次のアクセス権の付与により一時点で履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。なお、一部の長期間にわたる契約については、サービスの充足は契約期間にわたっており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足につれて収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用における計上時期、計上方法の変更はないため、当該会計方針の変更による当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 51,201千円

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

子会社株式を取得した際に発生したものです。

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

のれんの減損損失の認識の判定にあたり、資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会等が承認した事業計画をもとに作成しており、事業計画における主要な仮定は主に受注見込等に基づく販売計画と考えております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討していますが、事業計画や市場環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 8,388千円

(連結損益計算書に関する注記)

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して掲載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,715,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブについては、外国為替証拠金取引であることから、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに晒されております。なお、デリバティブ取引については、今後行う予定はありません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、主に必要な運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に基づき、営業債権について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、与信管理規程により同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

借入金の流動性リスクは、当社担当部署でグループ会社全体を一括管理することで、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
破産更生債権等	2,930		
貸倒引当金（※2）	△2,930		
資産計	—	—	—
長期借入金（※3）	198,133	194,295	△3,837
負債計	198,133	194,295	△3,837

（※1） 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2） 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3） 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注1） 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	612,899	—	—	—
受取手形及び売掛金	231,576	—	—	—
合計	844,475	—	—	—

（注2） 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	16,558	26,268	26,268	25,796	24,912	78,331
合計	16,558	26,268	26,268	25,796	24,912	78,331

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	194,295	—	194,295
負債計	—	194,295	—	194,295

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結 計算書類 計上額
	ITソリューション事業	SaaS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	999,813	24,735	1,024,548	—	1,024,548
一定の期間にわたり移転される財	—	50,956	50,956	—	50,956
顧客との契約から生じる収益	999,813	75,691	1,075,505	—	1,075,505
外部顧客への売上高	999,813	75,691	1,075,505	—	1,075,505
セグメント間の内部売上高 又は振替高	11,599	—	11,599	△11,599	—
計	1,011,412	75,691	1,087,104	△11,599	1,075,505
セグメント利益又は損失(△)	257,563	△88,677	168,885	—	168,885

(注) 1. セグメント利益又は損失の合計額は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産及び負債の金額は、事業セグメントに配分していないため、開示しておりません。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ② 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	132,170	231,576
契約負債	3,011	8,724

(注) 契約負債は主に、顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,011千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 260円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 30円85銭 |

(注) 当社は2022年9月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

第三者割当による新株式の発行

当社は、2023年1月26日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2022年12月16日及び2023年1月10日開催の取締役会において、東洋証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2023年2月17日に払込が完了いたしました。

- | | |
|----------------------------|--|
| ① 募集方法 | 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し） |
| ② 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 105,000株 |
| ③ 増加した資本金及び
資本準備金に関する事項 | 増加した資本金の額 48,300千円
増加した資本準備金の額 48,300千円 |
| ④ 割当価格 | 1株につき 920円 |
| ⑤ 割当価格の総額 | 96,600千円 |
| ⑥ 払込期日 | 2023年2月17日 |
| ⑦ 割当先 | 東洋証券株式会社 |
| ⑧ 資金の使途 | 採用費及び人件費、広告宣伝費及び販売促進費に充当する予定であります。 |

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	598,028	流 動 負 債	30,972
現 金 及 び 預 金	528,237	未 払 費 用	13,142
売 掛 金	56,785	未 払 法 人 税 等	7,575
仕 掛 品	3,003	前 受 金	8,724
前 払 費 用	7,790	預 り 金	1,384
未 収 入 金	1,669	そ の 他	146
そ の 他	540	負 債 合 計	30,972
固 定 資 産	53,952	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	1,297	株 主 資 本	621,007
建物及び構築物(純額)	689	資 本 金	582,000
工具、器具及び備品(純額)	608	資 本 剰 余 金	138,000
無 形 固 定 資 産	24,604	資 本 準 備 金	138,000
商 標 権	967	利 益 剰 余 金	△98,992
ソフトウェア仮勘定	23,636	そ の 他 利 益 剰 余 金	△98,992
投資その他の資産	28,050	繰越利益剰余金	△98,992
関係会社株式	15,020	純 資 産 合 計	621,007
敷 金	13,030	負 債 ・ 純 資 産 合 計	651,980
資 産 合 計	651,980		

損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		256,891
売上原価		20,436
売上総利益		236,455
販売費及び一般管理費		217,379
営業利益		19,075
営業外収益		
受取利息	2	
その他	1,577	1,580
営業外費用		
支払利息	20	
上場関連費用	10,999	11,020
経常利益		9,636
税引前当期純利益		9,636
法人税、住民税及び事業税	4,150	4,150
当期純利益		5,485

株主資本等変動計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2022年2月1日残高	444,000	—	—	△104,478	△104,478	339,521	339,521
事業年度中の変動額							
新株の発行	138,000	138,000	138,000	—	—	276,000	276,000
当期純利益	—	—	—	5,485	5,485	5,485	5,485
事業年度中の変動額合計	138,000	138,000	138,000	5,485	5,485	281,485	281,485
2023年1月31日残高	582,000	138,000	138,000	△98,992	△98,992	621,007	621,007

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛品
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 4～10年

工具、器具及び備品 4～10年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権 10年

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) ITソリューション事業

金融自動売買システム「SAZANAMI SYSTEM」の提供を行っております。顧客に当該システムを納品し、顧客から検収を受領した時点で、顧客に当該成果物又はサービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断し、一時点で収益を認識しております。なお、取引

の対価は、契約条件に従い、概ね義務の履行後1か月以内に受領しております。

(2) SaaS事業

主に人材派遣会社向け業務管理システム「jobs」の提供を行っております。月次のアクセス権の付与により一時点で履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。なお、一部の長期間にわたる契約については、サービスの充足は契約期間にわたっており、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足につれて収益を認識しております。なお、取引の対価は、契約条件に従い、概ね義務の履行後1か月以内に受領しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用における計上時期、計上方法の変更はないため、当該会計方針の変更による当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	1,039千円
----------------	---------

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く)

未収入金	1,669千円
------	---------

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引による取引高	
売 上 高	1,200 千円
売 上 原 価	9,399 〃
販売費及び一般管理費	30,791 〃

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数	
普通株式	2,715,400株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
-------------------------------	--

繰延税金資産	
無形固定資産償却限度超過額	324 千円
未払事業税	1,153 〃
税務上の繰越欠損金	68,267 〃
その他	1,391 〃
繰延税金資産小計	<u>71,137 千円</u>
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	<u>△68,267 〃</u>
将来減算一時差異の合計にかかる評価性引当額	<u>△2,870 〃</u>
評価性引当額小計	<u>△71,137 千円</u>
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	35.3 "
住民税均等割	3.0 "
評価性引当額の増減	△24.9 "
その他	△0.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.1 %</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 会社等
該当事項はありません。
2. 個人
該当事項はありません。
3. 兄弟会社等
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 228円70銭
2. 1株当たり当期純利益 2円27銭

(注) 当社は2022年9月27日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

株式会社テクノロジーズ
取締役会 御中

監査法人 銀 河
東京事務所

代 表 社 員 公認会計士 木下 均
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 柄澤 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テクノロジーズの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

株式会社テクノロジーズ
取締役会 御中

監査法人 銀 河
東京事務所

代 表 社 員 公認会計士 木下 均
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公認会計士 柄澤 明
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノロジーズの2022年2月1日から2023年1月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月27日

株式会社テクノロジーズ 監査役会
常勤社外監査役 川合 史郎 (印)
社外監査役 磯 巧 (印)
社外監査役 太田 祐司 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの業務効率の向上を図ることを目的として、本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条の本店所在地を変更するものであります。

なお、本変更は、2024年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>中央区</u> に置く。 (新設)	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。 <u>附則</u> <u>第3条の変更は、2024年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	よしはら ひろき 良原 広樹 (1982年7月2日)	2006年4月 株式会社ガイア入社 同社 副社長就任 2010年10月 同社 取締役副社長就任 株式会社札幌ガイア取締役就任 株式会社ガイア・ビルド取締役就任 2010年12月 株式会社トポスエンタープライズ取締役就任 2014年8月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2019年6月 株式会社Cotori取締役就任	1,024,000株
	選任理由	良原広樹氏は、2014年に当社を設立以来グループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してまいりました。今後も優れたリーダーシップを発揮し、企業価値の向上を継続できると判断したことから、取締役候補者といたしました。	
2	はたけやま まなぶ 畠山 学 (1982年5月12日)	2008年6月 株式会社ブリヂストンスポーツ入社 2014年8月 当社入社 取締役就任 2019年6月 株式会社Cotori取締役就任 2021年4月 当社取締役営業部長就任（現任）	182,200株
	選任理由	畠山学氏は、2014年の当社設立以来、当社取締役として当社営業部門の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しております。このような実績を踏まえ、今後も当社のSaaS事業及びITソリューション事業における成果を期待し、取締役候補者といたしました。	
3	みやうち たかし 宮内 駿 (1983年3月22日)	2006年12月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人） 入所 2015年9月 当社入社 取締役就任 2019年6月 株式会社Cotori取締役就任 2021年4月 当社取締役経営管理部長就任（現任）	－株
	選任理由	宮内駿氏は、2015年以来当社取締役として当社管理部門の業務に携わり、豊富な経験と実績を有しております。このような実績を踏まえ、今後も管理部門の体制強化や経営計画の作成等における成果を期待し、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	かしま よしなり 賀島 義成 (1980年7月24日)	2002年4月 ニイウス コー株式会社入社 2006年8月 株式会社クリアストーン入社 2007年4月 株式会社エディア入社 2011年5月 同社 取締役就任 2017年5月 同社 取締役副社長就任 2018年8月 株式会社一三書房取締役就任 (現任) 2019年3月 株式会社ティームエンタテインメント取締役就任 2019年5月 株式会社エディア 代表取締役社長就任 (現任) 2020年8月 株式会社ティームエンタテインメント代表取締役社長就任 (現任) 当社 取締役就任 (現任)	一株
	選任理由及び期待される役割の概要	賀島義成氏は、エンターテインメント業界にてソフトウェア開発事業を手掛けており、企業の経営管理及び内部統制に関する幅広い知見と専門知識を有しております。当社取締役会においても経営に関する積極的な発言を行っており、今後も当該知見を活かして当社経営に適切な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、企業経営及び業務執行に対する監督と助言の観点から、社外取締役としての職務を独立した立場から適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 賀島義成氏は社外取締役候補者であり、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年8ヵ月となります。
3. 賀島義成氏は社外取締役候補者であり、同氏が選任された場合には当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額はあらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因してなされた損害賠償請求により被る損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、賀島義成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 鉄鋼会館 9階 (900号室)
〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3-2-10
TEL 0120-40-4855 (携帯電話から 03-3669-4855)



交通のご案内

会場最寄駅	地下鉄東西線	「茅場町駅」12番出口	徒歩約5分
	地下鉄日比谷線	「茅場町駅」1番出口	徒歩約5分
	地下鉄日比谷線	「八丁堀駅」A5番出口	徒歩約5分
	JR	「東京駅」八重洲中央口	徒歩約15分

お願い 駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。また、お申し込みの受付は終了いたしました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。